

## 個人情報保護方針

公益社団法人古賀市シルバー人材センター

当シルバー人材センターは、地域社会に開かれた高齢者の団体として地域住民及び地域諸団体等のご協力を得ながら、現在450余名の会員がシルバー人材センター事業による多様な就業機会を通じ、その長い職業生活で培われた能力と豊かな人生経験を活かして活躍するとともに、活力ある地域社会づくりを目指して活動しております。

シルバー人材センター事業の実施に当たり、会員や発注者等の皆様の氏名、住所等の個人情報を利用させていただいておりますが、当シルバー人材センターにおいては、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるとの認識に立って、個人情報の保護に関する法律及びその他法令（以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、次の方針で個人情報の適正な取り扱いに努めます。

なお、個人情報の詳細な取り扱いについては、公益社団法人古賀市シルバー人材センター個人情報の保護に関する規定によることとします。

1. 個人情報は、シルバー人材センター事業を実施するため、個人情報保護法に則って取扱います。
2. 個人データは、本人の同意なく第三者へ提供いたしません。
3. 個人データは、利用目的の範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
4. 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行います。
5. 保有個人データについては、本人から開示等の求めを受けた際には、適切に対応します。
6. 個人情報の取り扱いに関する評価と見直しを定期的に行い、その改善に努めます。

※使用している用語は、個人情報保護法における定義に準拠しています。

## 個人情報の利用目的

1. 公益社団法人の正会員、特別会員、賛助会員の入会手続き及び会員名簿作成のため。
2. 臨時的、短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する会員のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供するため。
3. 臨時的、短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者（会員を含む）のために、無料の職業紹介事業を行うため。
4. 高齢者（会員を含む）に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うため。
5. 上記のほか、会員のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、会員の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため。

公益社団法人古賀市シルバー人材センター  
個人情報の保護に関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人古賀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取り扱いに関する基本事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規定において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他個人情報を一定の規則に従つて整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

センターが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。但し、次に掲げるものを除く。

ア 個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第3条で定めるもの。

イ 6ヶ月以内に消去することとなるもの。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第 3 条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いを図るものとする。

第 2 章 個人情報

(利用目的の特定)

第 4 条 個人情報を取り扱うに当っては、定款の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものをいう。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(利用目的による制限)

第 5 条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱ってはならないものとする。

- 2 統合その他の事由により他のセンター等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならないものとする。
- 3 前 2 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。
  - (1) 法令に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

(適正な取得)

第 6 条 個人情報は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないものとする

- 2 次に掲げる個人情報は、取得してはならないものとする。
  - (1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となる恐れのある事項。

- (2) 思想及び信条。
- (3) 労働組合への加入状況。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を、公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電子的方式等、その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体及び財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利利益又は正当な利益を害する恐れがある場合。
- (3) 国の機関又は地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかと認められる場合。

### 第3章 個人データ

(正確性の確保)

第8条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(廃棄等)

第9条 個人データが、不要となった場合には、第21条第1項に規定する個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、当該個人データの消去又は廃棄を行うものとする。

(安全管理)

第 10 条 個人データは、漏えい、滅失又はき損の防止とその他安全管理のために必要かつ適切な措置を次により講じるものとする。

- (1) 個人データにアクセス（個人データに接する行為で閲覧も含む。）できる職員の取り決めなどのアクセス制御及びアクセス権限の適正な管理。
- (2) 個人データの取り扱い状況が確認できる台帳等の整備点検。
- (3) 外部からの不正アクセス（不正プログラムの侵入を含む。）の防止。
- (4) 個人データの盗難又は紛失の防止。
- (5) その他必要な措置。

(委託に伴う措置)

第 11 条 個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを、委託された個人データを安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適正な措置を行うものとする。

(提供の制限)

第 12 条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。但し、次に掲げる場合は除く。

- (1) 法令に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- 2 前項に定めるものの他、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、その他第三者提供に関する場合は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 23 条第 2 項から第 5 項の定めるところによるものとする。

## 第 4 章 保有個人データ

(保有個人データに関する事項の周知等)

第 13 条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 保有個人データを取り扱うセンターの名称。
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的。(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
  - (3) 保有個人データの利用目的の通知の求めに係る手続き及びその手数料。
  - (4) 保有個人データの開示等の求めに係る手続き及び手数料。
  - (5) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先。
- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知するものとする。  
但し、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
    - (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合。
  - 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

- 第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。但し、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
  - (2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合。
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合。
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
  - 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しないものとする。
  - 4 開示は、書面の交付、又は開示の求めを行った者の同意のもとでの閲覧等による方法とするものとする。

(訂正等)

第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が、事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を、求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により、特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 前項の規定に基づき、求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用停止、第三者への提供の停止)

第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に反して取り扱われているという理由、又は第6条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その是正をするために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。但し、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合は、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第12条第1項の規定に反して、第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。但し、当該保有個人データの第三者への提供の停止に、多額の費用を要する場合、その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 第1項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、若しくは利用停止等を行わない旨の決



定をしたとき、又は前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部若しくは一部について、第三者への提供を停止したとき、若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第17条 第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第18条 第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）を受けられる場合には、当該開示等の求めを行なおうとする者（以下「開示等請求者」という。）に対し、次の事項を記載した書面の提出を求めることができる。

- (1) 開示等請求者の氏名及び住所。
- (2) 開示等請求の趣旨及び理由。
- (3) 開示請求をしようとする保有個人データを特定するに足りる事項。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項。

2 開示等の求めは、本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の求めをすることにつき、本人が委任した代理人によって行なうことができる。

3 第1項の場合において、センターは、開示等請求者に対して、当該開示等請求に係る保有個人データの本人であること（前項の規定による開示等請求にあつては、開示等請求に係る保有個人データの本人の代理人であること。）を示す書類の提示、又は提出を求めることができる。

(手数料)

第19条 本人から、第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項の規定による開示を求められたときは、実費を勘案して、合理的であると認められる範囲内において、当該事務の実施に関し別表に定める手数料を徴収する。

## 第5章 体制等

### (苦情の処理)

第20条 センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行なうため、次に規定する個人情報保護管理責任者を苦情処理担当者として指名し、その処理に当たるものとする。

- 2 前項の実施に当たり、相談窓口の設置、苦情処理の手順の定め、記録台帳の作成、保存等必要な体制の整備に努めるものとする。

### (個人情報保護管理責任者等)

第21条 センターは、個人情報の適正な取り扱いに関する事務を統括する者として、個人情報保護管理責任者を置くものとする。個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

- 2 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規定により処理することとされた個人情報の適正な取り扱いに関する事務を行なわせることができる。

### (啓発、研修)

第22条 センターは、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るためその啓発その他必要な研修を行なうものとする。

### (規定の改廃)

第23条 この規定の改廃は、理事会において決定するものとする。

### (委任)

第24条 この規定に定めるもののほか、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

#### 付則

この規定は、平成17年11月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。(公益社団法人移行)

別表（第 19 条第 1 項関係）

区 分		金 額
文書、図書又は写真	複写機により A3 判サイズ 以内に複写したもの（白黒）	片面 1 枚につき 10 円
送付に要する費用		郵送料に相当する額